

平成 21 年 11 月 定例会（第 296 回）  
12 月 14 日

[今井光子議員賛成討論](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

国と地方の協議の場についての意見書（案）

平成21年 11月 定例会（第296回）

平成二十一年

第二百九十六回定例奈良県議会会議録 第六号

十一月

平成二十一年十二月十四日（月曜日）午後一時三分開議

-----  
出席議員（四十三名）

一番	浅川清仁	二番	井岡正徳
三番	小林茂樹	四番	藤井 守
五番	岡 史朗	六番	大国正博
七番	尾崎充典	八番	藤野良次
九番	宮本次郎	一〇番	松尾勇臣
一一番	上田 悟	一二番	山本進章
一三番	中野雅史	一四番	田中惟允
一五番	畠 真夕美	一六番	森山賀文
一七番	森川喜之	一八番	高柳忠夫
一九番	中野明美	二〇番	山村幸穂
二一番	岩田国夫	二二番	神田加津代
二三番	安井宏一	二四番	奥山博康
二五番	荻田義雄	二六番	粒谷友示
二七番	丸野智彦	二八番	岩城 明
二九番	藤本昭広	三〇番	田尻 匠
三一番	今井光子	三三番	国中憲治
三四番	中村 昭	三五番	辻本黎士
三六番	米田忠則	三七番	新谷紘一
三八番	出口武男	三九番	秋本登志嗣
四〇番	小泉米造	四一番	服部恵竜
四二番	山下 力	四三番	梶川虔二
四四番	川口正志		

欠席議員（一名）

三二番 田中美智子

-----  
議事日程

一、議第八十五号から議第八十七号、議第九十号から議第九十二号、議第九十四号から議第一百一号、及び報第二十七号

- 一、収用委員会の委員の任命同意
- 一、公害審査会の委員の任命同意
- 一、意見書決議

-----  
○議長（安井宏一） これより本日の会議を開きます。  
-----

○議長（安井宏一） この際、お諮りします。

収用委員会の委員の任命同意、公害審査会の委員の任命同意及び意見書決議を本日の日程に追加することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。  
-----

○議長（安井宏一） 次に、去る九月定例県議会において選任同意を与えました馬場勝也人事委員のごあいさつがあります。

◎人事委員（馬場勝也） こんにちは。馬場でございます。馬場勝也と申します。

私、本職は弁護士をさせていただいておるんですけども、その経験とか知識を利用といたしますか生かしまして、委員としての役割をきちっと果たしたいと思っております。若輩でございますが、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。（拍手）  
-----

○議長（安井宏一） 次に、議第八十五号から議第八十七号、議第九十号から議第九十二号、議第九十四号から議第九十九号、及び報第二十七号を一括議題とします。

まず、所管の常任委員会に付託しました各議案及び去る九月定例県議会で閉会中の審査事件として議決されました事項に対する審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務警察委員長の報告を求めます。一一十一番上田悟議員。

◆十一番（上田悟） （登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月九日の本会議におきまして、総務警察委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十日に委員会を開催し、付託されました議案三件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、日本共産党委員から、議第八十五号中・当委員会所管分につきましては、職員給与の引き下げは、民間給与の引き下げ圧力となり景気を一段と悪化させるものであるとの理由により、反対であるとの意見の開陳がありましたので、起立採決の結果、賛成多数をもちまして、また、議第九十号、議第九十九号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきましては、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安井宏一） 次に、厚生委員長の報告を求めます。一一十四番田中惟允議員。

◆十四番（田中惟允） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月九日の本会議におきまして、厚生委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十一日に委員会を開催し、付託されました議案五件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、日本共産党委員から、議第八十五号中・当委員会所管分につきましては、職員給与の引き下げは、民間給与の引き下げ圧力となり景気を一段と悪化させるものであるとの理由により、反対であるとの意見の開陳がありましたので、起立採決の結果、賛成多数をもちまして、また、議第八十六号、議第九十一号、議第九十二号及び報第二十七号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち社会福祉、保健・医療及び生活環境行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安井宏一） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。一一十七番森川喜之議員。

◆十七番（森川喜之） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月九日の本会議におきまして、経済労働委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十一日に委員会を開催し、付託されました議案三件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、日本共産党委員から、議第八十五号中・当委員会所管分につきましては、民間の給与にくらべ、県職員の給与は高くなく、県職員の給与の引き下げは、民間の給与の引き下げにつながり、消費が冷え込み、景気にも悪影響を及ぼすものであるとの理由により、反対であるとの意見の開陳がありましたので、起立採決の結果、賛成多数をもちまし

て、また、議第八十七号及び報第二十七号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安井宏一） 次に、建設委員長の報告を求めます。――三十三番国中憲治議員。

◆三十三番（国中憲治） （登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月九日の本会議におきまして、建設委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十日に委員会を開催し、付託されました議案五件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、日本共産党委員から、議第八十五号中・当委員会所管分につきましては、職員給与の引き下げにかかるものであること、また、議第九十七号につきましては、住民の声が届きにくく、住民サービスの低下につながるものであるとの理由により、それぞれ反対であるとの意見の開陳がありましたので、起立採決の結果、賛成多数をもちまして、また、議第九十四号、議第九十五号及び議第九十八号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安井宏一） 次に、文教委員長の報告を求めます。――八番藤野良次議員。

◆八番（藤野良次） （登壇）文教委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月九日の本会議におきまして、文教委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十一日に委員会を開催し、付託されました議案二件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、日本共産党委員から、議第八十五号中・当委員会所管分につきましては、職員給与の引き下げは、民間給与の引き下げ圧力となり景気を一段と悪化させるものであるとの理由により反対であるとの意見の開陳がありましたので、起立採決の結果、賛成多数

をもちまして、また、議第九十六号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち学校教育及び社会教育の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安井宏一）委員長報告に対する質疑、討論を省略し、これより採決に入ります。

まず、議第八十五号及び議第九十七号については、起立により採決します。

以上の議案については、各常任委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、以上の議案二件については、各常任委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

議第八十六号、議第八十七号、議第九十号から議第九十二号、議第九十四号から議第九十六号、議第九十八号、議第九十九号及び報第二十七号、並びに議会閉会中の審査事件については各常任委員長報告どおり、それぞれ決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ各常任委員長報告どおり決しました。

次に、議第百号及び議第百一号を一括議題とします。

以上の議案二件については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

なお、採決については議案ごとに行います。

まず、議第百号「収用委員会の委員の任命について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、本案は、これに同意することに決しました。

次に、議第百一号「公害審査会の委員の任命について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、本案は、これに同意することに決しました。

-----  
○議長(安井宏一) 次に、三十四番中村昭議員より、意見書第十三号、経済成長を実感できる平成二十二年度予算の編成を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、中村昭議員に趣旨弁明を求めます。――三十四番中村昭議員。

◆三十四番(中村昭) (登壇) 意見書第十三号、経済成長を実感できる平成二十二年度予算の編成を求める意見書(案)につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十三号

経済成長を実感できる平成二十二年度予算の編成を求める意見書(案)

日本経済は経済対策の効果や対外経済環境の改善などによって持ち直しの動きが見られるものの、失業率が過去最高水準に達するなど、依然として厳しい状況が続いている。新政権においても、景気を確実に底入れ・反転させるため、景気対策を最優先課題とすべきことに変わりはない。

中長期的な経済成長を実現し、国民が経済の成長を実感できるよう、環境やエネルギー、情報通信などの分野の国際競争力をさらに強化するとともに、将来の経済成長の芽となる内需拡大の基盤づくりに重点的に取り組むなど、未来への投資を戦略的に進める必要がある。

よって、国におかれては、経済の安定成長を実現する基盤を確立するため、平成二十二年度予算編成にあたっては、以下の施策について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

一 太陽光発電の普及拡大、次世代自動車やグリーン家電の普及促進など、環境に優しい経済社会システムを構築すること。

二 生命科学やエネルギー技術など、世界をリードする我が国の革新的研究や技術開発を戦略的に支援すること。

三 ブロードバンド・ゼロ地域や携帯電話不感エリアの解消のため、過疎地域や山間部のネットワーク基盤を整備すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十四日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長(安井宏一) 十五番畠真夕美議員。

◆十五番(畠真夕美) ただいま中村昭議員から提案されました意見書第十三号、経済成長を実感できる平成二十二年度予算の編成を求める意見書(案)に賛成します。

○議長(安井宏一) 二十四番奥山博康議員。

◆二十四番（奥山博康） ただいま中村昭議員から提案されました意見書第十三号、経済成長を実感できる平成二十二年度予算の編成を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（安井宏一） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十三号については、三十四番中村昭議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（安井宏一） 次に、十六番森山賀文議員より、意見書第十四号、国と地方の協議の場についての意見書決議方の動議が提出されましたので、森山賀文議員に趣旨弁明を求めます。――十六番森山賀文議員。

◆十六番（森山賀文） （登壇）意見書第十四号、国と地方の協議の場についての意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十四号

国と地方の協議の場についての意見書（案）

我が国の財政状況は、平成二十一年度末において国と地方とを合わせた累積債務残高が少なくとも八百十六兆円にまで達すると見込まれるなど、既に主要先進国の中でも最悪の水準となつており、また、百年に一度と言われる世界的な金融危機が発生したことによつて、我が国の経済に深刻な影響を及ぼすことになつた。これに対処すべく我が国においても累次にわたる経済対策がとられ、大規模な財政出動が行われてきたところである。

こうした中、新政権においては平成二十二年度予算に限つてみても、子ども手当の創設、高等学校等就学支援金の創設など地方自治体の行財政運営に大きな影響を与える可能性のある制度の創設や抜本的な見直しに尽力されようとしているところである。しかしながら、国と地方を通じ巨額の累積債務と社会保障支出の今後の更なる増大を包括する、次世代に向けた持続的な国税・地方税の抜本的改革など財政全般を見渡す改善はなされていないのが現状である。

厳しい状況の中で国民の求める政策を円滑に実施し、着実な効果を上げていくため、分権型社会にふさわしい「中央政府」と「地方政府」のあり方を推考すれば、先に提出された地方分権改革推進委員会第四次勧告の中にみられるように、できるだけ速やかに国と地方の事実上の協議を開始し、協議の場の法制化を待つことなく地方自治体の代表者から現場の実態と感覚とを聴取のうえ、その意見を政府の意思決定に反映させることがのぞまれる。



よって、国におかれては、地方自治体の行財政運営に大きな影響を与える可能性のある制度の創設や抜本的見直しの際、地方自治体の自主性・自立性が確保されるよう、事前に国と地方の協議の場を早急に設けることを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十四日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（安井宏一） 十番松尾勇臣議員。

◆十番（松尾勇臣） ただいま森山賀文議員から提案されました意見書第十四号、国と地方の協議の場についての意見書（案）に賛成します。

○議長（安井宏一） 三十一番今井光子議員。

◆三十一番（今井光子） ただいま森山賀文議員から提案されました意見書第十四号、国と地方の協議の場についての意見書（案）に賛成します。

○議長（安井宏一） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十四号については、十六番森山賀文議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----  
○議長（安井宏一） 次に、四十三番梶川虔二議員より、意見書第十五号、食料の自給力向上と食の安全・安心の回復に向けて食品表示制度の抜本改正を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、梶川虔二議員に趣旨弁明を求めます。――四十三番梶川虔二議員。

◆四十三番（梶川虔二） （登壇）意見書第十五号、食料の自給力向上と食の安全・安心の回復に向けて食品表示制度の抜本改正を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十五号

食料の自給力向上と食の安全・安心の回復に向けて食品表示制度の抜本改正を求める意見書（案）

繰り返される加工食品原料の産地偽装事件や毒物混入事件を受けて、多くの消費者が食の安全・安心のために国産食品を求め、自給力向上を望んでおり、冷凍食品原料をはじめとする加工食品の原料原産地の表示義務化を願っている。

また、多くの消費者が安全性などに不安を抱き、「遺伝子組換え（GM）食品を食べたくない」と考えているにも関わらず、現在の表示制度の欠陥によって、そうとは知らずに食べ続けている現状である。

さらに、食品安全委員会では、異常の多発原因について解明できないまま「安全」と性急に評価し、体細胞クローン家畜由来食品の商品化が間近に迫ってきた。受精卵クローン家畜由来食品はすでに任意表示で流通を始めているが、多くの消費者はその安全性に不安を抱き、「クローン家畜由来食品を食べたくない」と考えている。

今こそ、いのちの基本となる食料の自給力向上、食の安全・安心の回復のために、食品のトレーサビリティとそれに基づく表示制度の抜本的な見直しが必要である。消費者が知る権利に基づいて、買う、買わないを自ら決めることのできる社会の実現をめざすべきである。

よって、国におかれては、次の三点について食品表示制度の抜本改正を要望する。

- 一 加工食品の原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること。
- 二 全ての遺伝子組換え食品・飼料の表示を義務化すること。
- 三 クローン家畜由来食品の表示を義務化すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十四日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（安井宏一） 十三番中野雅史議員。

◆十三番（中野雅史） ただいま梶川虔二議員から提案されました意見書第十五号、食料の自給力向上と食の安全・安心の回復に向けて食品表示制度の抜本改正を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（安井宏一） 二十九番藤本昭広議員。

◆二十九番（藤本昭広） ただいま梶川虔二議員から提案されました意見書第十五号の意見書案に賛成します。

○議長（安井宏一） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十五号については、四十三番梶川虔二議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----

○議長（安井宏一） 以上をもって、今期議会に付議されました議案は、すべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じます。

-----  
○議長（安井宏一） これをもって平成二十一年十一月第二百九十六回奈良県議会定例会を閉会します。

-----  
△閉会式

○議長（安井宏一） （登壇）十一月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

十一月三十日の開会以来本日まで、議員各位におかれましては、提出されました諸議案及び県政の重要課題について終始熱心に調査・審議をいただき、議案はすべて滞りなく議了し、ここに閉会の運びとなりましたことは、誠に同慶にたえません。ここに、議員各位のご協力に対しまして心から感謝を申し上げる次第でございます。

また、知事をはじめ理事者各位には、議会審議に寄せられました真摯な態度に心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましても、県民の声として十分に尊重していただき、今後の県政の執行に反映されますよう望むものであります。

さて、ことしも残すところわずかとなりました。これから寒さも一段と厳しさを増してまいります。皆様におかれましては何とぞご自愛をいただき、ご健勝でよいお年を迎えられますよう、また、新たな年におきましても県勢発展のためなお一層のご尽力を賜りますよう祈念申し上げます。

最後になりましたが、会期中におきまして報道関係各位のご協力に対しまして厚く御礼を申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

◎知事（荒井正吾） （登壇）定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今議会に提案した各議案につきましては、終始熱心にご審議いただき、継続審議となっていた決算の認定とともに、いずれも原案どおり議決または承認いただき、誠にありがとうございました。

審議の過程でいただいたご意見、提言等につきましては、これを尊重し、今後の県政運営に反映させるよう努めてまいります。

議員各位におかれましては、今後とも県勢発展のため一層のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げますとともに、来年は年初から平城遷都一三〇〇年祭が始まりますので、来年が奈良県にとってよい年になりますよう、また議員の皆様もよいお年をお迎えになりますよう祈念いたしまして、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

△午後一時三十八分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	安井宏一
同 副議長	田尻 匠
署名議員	秋本登志嗣
署名議員	小泉米造
署名議員	服部恵竜